

当園利用者 各位

非課税対象施設への変更と施設利用料のお知らせ

いつも当園をご利用頂き誠にありがとうございます。

令和 3年 1月 1日より下記対象者の保育料につきまして、消費税が非課税（消費税を徴収しない）となります。

また、非課税施設に変更するに当たり施設利用料が必要となります。

対象者

- ・ 乳児（1歳未満）
- ・ 幼児（1歳から小学校就学始期まで）

利用料等の非課税の範囲

- 1、 保育料（月極保育・1日保育・時間保育及び施設利用料に係わるものを含む）
- 2、 保育を受けるために必要な入会金

消費税が課税されるもの

- 1、 対象者から外れる園児（就学児）
- 2、 施設利用者に対して販売する教材等の販売代金
（当園の場合はいちご狩りなどの希望する園児のみに提供する保育など）
- 3、 利用者の選択により付加的にサービスを受けるための料金
（当園の場合は時間保育の食事代金・オムツ代金など）

※12月中に月極保育の更新をする場合は12月は課税、1月は非課税となるため月極保育料を31日で割り、日数計算での算出となります。

施設利用料について（短時間の利用でも施設利用料は必要になります。）

- | | | |
|-------------------|----|---------|
| ・ 月極保育（保育料の支払い時） | 月額 | 1, 000円 |
| ・ 1日保育、時間保育（支払い時） | 日額 | 150円 |
- ※AM7：00を起点として計算します。

ご不明な点は直接職員までお尋ね下さい。